

キセラ川西低炭素まちづくり計画

平成27年3月

川西市

低炭素まちづくり計画の変遷

- ・平成 25 年 3 月 「川西市中央北地区低炭素まちづくり計画」策定
- ・平成 27 年 3 月 「川西市中央北地区低炭素まちづくり計画」改定
および「キセラ川西低炭素まちづくり計画」に名称変更



まちの愛称

地区の愛称を「キセラ川西」としています。
輝きや希望を表す「キ」、まちを象徴するせせらぎの「セ」、
都（洛）を想像させる「ウ」を合わせ、韻の響きが良く、
口ずさみやすいオリジナリティーのあるものとして、
市民公募により決定いたしました。

目 次

第1章 低炭素まちづくり計画策定の背景および基本的事項	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の基本的事項	3
1. 計画の位置づけと役割	3
2. 計画区域	4
3. 計画の対象分野	5
4. 計画の期間	5
第2章 基本方針	6
第1節 目標および基本方針	6
第3章 実行計画（具体的な取組）	7
第1節 計画区域の概要	7
第2節 集約地域の概要	8
第3節 計画の目標を達成するための事項	15
第4節 取り組みの具体像	16
第4章 計画推進のために	32
第1節 事業スケジュール	32
第2節 計画の達成状況の評価に関する事項	34
第3節 各主体の役割	35
用語集	37

第 1 章 低炭素まちづくり計画策定の背景および基本的事項

第 1 節 計画の趣旨

本市は、これまで、人口急増期において、その受け皿となる市街地の規模拡大に応じた都市基盤施設の整備に重点をおいたまちづくりが進められてきました。しかし、市の人口は、平成 22 年をピーク（約 16 万 1 千人）に人口減少に転じ、これまでの都市の成長・拡大が前提のまちづくりとは異なる価値観に基づく都市構造への転換が求められています。

財政的な制約が厳しさを増すなかで、都市経営コストの効率化の要請に応えるためには、農地の宅地化など市街地の拡張による都市基盤（道路・水道・下水道等）の増加を抑制するとともに、都市基盤の維持・管理は効率性を高め、必要な都市機能と公共サービスを集約化させて、コンパクトな都市構造をめざしていく必要があります。

また、都市活動に係る二酸化炭素排出量（民生家庭部門、民生業務部門、自動車や鉄道等の運輸部門）は排出量の全体の約 5 割を占めており、都市における地球環境問題への対策が求められています。

これらの都市課題および社会的要請に対応するには、限りある資源を効率的に活用するため、既存公共施設の社会資源ストックの長寿命化や再活用、重複施設や低利用施設の集約化やコンバージョン（用途転換）、維持管理のマネジメント、交通・建築物の低炭素化、エネルギーの効率的利用も進めていく必要があります。

一方、利便性、経済性だけでなく、既存都心機能は、保全・修復を加えながら、今後も魅力やにぎわいを発揮していくこと、30 年以上前に基盤が整備されたニュータウンや既成市街地の集落については、深刻化する高齢化などへの対応など、快適な住環境や魅力向上をめざした取り組みが必要です。

現在、市の玄関口である川西能勢口駅に隣接する中央北地区では持続可能で、かつ、環境にやさしいまちをめざして、民間活力の導入を積極的に行いながら、中央北地区を本市の低炭素化を促進するモデル地区として位置づけ、当地区のもつポテンシャルを最大限に引き出し、低炭素化に向けて適切に誘導していくために、「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年 12 月施行）」に基づき、平成 25 年 3 月に本計画を策定しました。本計画により、中央北地区でのまちづくりが本市全体へ低炭素まちづくりを進めていくきっかけとなることを目指しています。

本計画は、民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化、エネルギー利用の合理化を行い、産学官連携により、地域の力を高め、持続的で魅力ある地域づくりを進めるための指針となります。

そして、平成 26 年 4 月には計画を具現化するために、建築物等に関する誘導基準を定めた「キセラ川西エコまち運用基準」を策定しました。

さらに、交通分野について、本地区と川西能勢口駅との回遊性向上についても本計画の中で位置づけ、より取り組みを進めるため、本計画を改定します。

【参考】都市の低炭素化の促進に関する法律の趣旨と概要

近年、人口減少、高齢化社会の到来への対応、市街地の拡大に伴い増大した都市基盤ストックの適正な維持管理・更新、深刻さが増す地球温暖化問題への対応が課題となっています。

こうした中、日常生活に必要なまちの機能が身近なところに集積し、自家用車に過度に頼ることなく、公共交通によってこれらの機能にアクセスできるような「コンパクトなまちづくり」に取り組む必要があります。

こうした背景を踏まえ、都市の低炭素化の促進に関する法律は、これまでの都市機能の高度化に重点をおいてきたまちづくりに、地球環境に優しい暮らし方やあらゆる人が安全で快適に生活できる地域のあり方などの新しい視点を持ち込み、住民や民間事業者と一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組んでいくための第一歩として施行されました。

この中で、市町村は国の示す基本的な方針に基づき、「低炭素まちづくり計画」を作成することができ、市町村が策定した「低炭素まちづくり計画」に位置づけられた取り組みについては、関連する規制緩和や支援措置などが講じられます。

【本法律で創設される制度および特例】

本法律では、都市の低炭素化に向けて、以下の制度や特例が創設されます。

- ①低炭素建築物新築等計画の認定制度
- ②集約都市開発事業の認定制度
- ③駐車場法の特例
- ④公共交通の利用促進・貨物の運送の合理化に係る特例
 - ・道路運送法、鉄道事業法、軌道法、貨物利用運送事業法等の特例
 - ・共通乗車船券に係る特例
- ⑤緑地の保全・緑化の推進に関する特例
 - ・樹木等管理協定制
 - ・特定緑地管理機構の指定
- ⑥下水道法の特例
- ⑦都市公園、港湾の占用の許可の特例
- ⑧既存建築物の所有者等への援助
- ⑨自動車の使用者等への援助

第2節 計画の基本的事項

1. 計画の位置づけと役割

(1) 計画の位置づけ

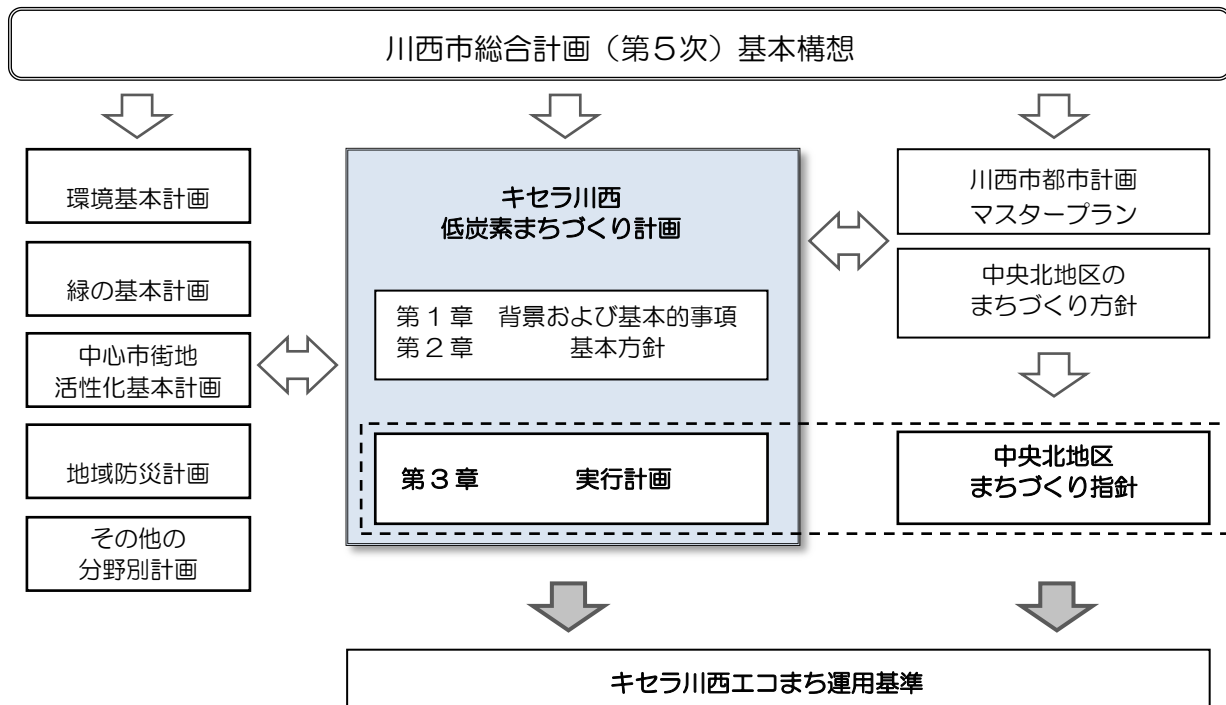
本計画は、平成24年12月に施行された「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく計画であり、市の最上位計画である「川西市総合計画の基本構想」に即して定めます。

また、都市計画マスタープラン、環境基本計画、緑の基本計画、中心市街地活性化基本計画など関連する諸計画との整合性を図りながら定めます。

なお、本計画は川西市中心市街地活性化基本計画における計画対象区域を対象としたものであり、「中央北地区のまちづくり方針」と整合性を図りながら定めます。本実行計画は「中央北地区のまちづくり方針」を実現するための具体的指標となる「中央北地区まちづくり指針」の一部を担うものです。

また、施設の整備や建替えが進められるにあたり、低炭素まちづくり計画やまちづくり指針に沿った形で、地区全体の付加価値の向上のため、本地区の特別なまちづくりのルールとして具体的に示すものとして、「キセラ川西エコまち運用基準」を定めています。

本計画の位置づけ



(2)本計画の役割

持続可能で、環境にやさしいまちをめざして、本市の低炭素化促進のモデル的な位置づけとして、低炭素化を促進するため、適切に都市、交通、建築物の低炭素化を図るための市民、事業者、行政の指針となるものです。

2. 計画区域

本計画では、川西市中心市街地活性化基本計画における計画対象区域（約80ha。以下、中心市街地活性化区域）を計画区域とします。

また、計画区域のうち、以下の地域を定めます。

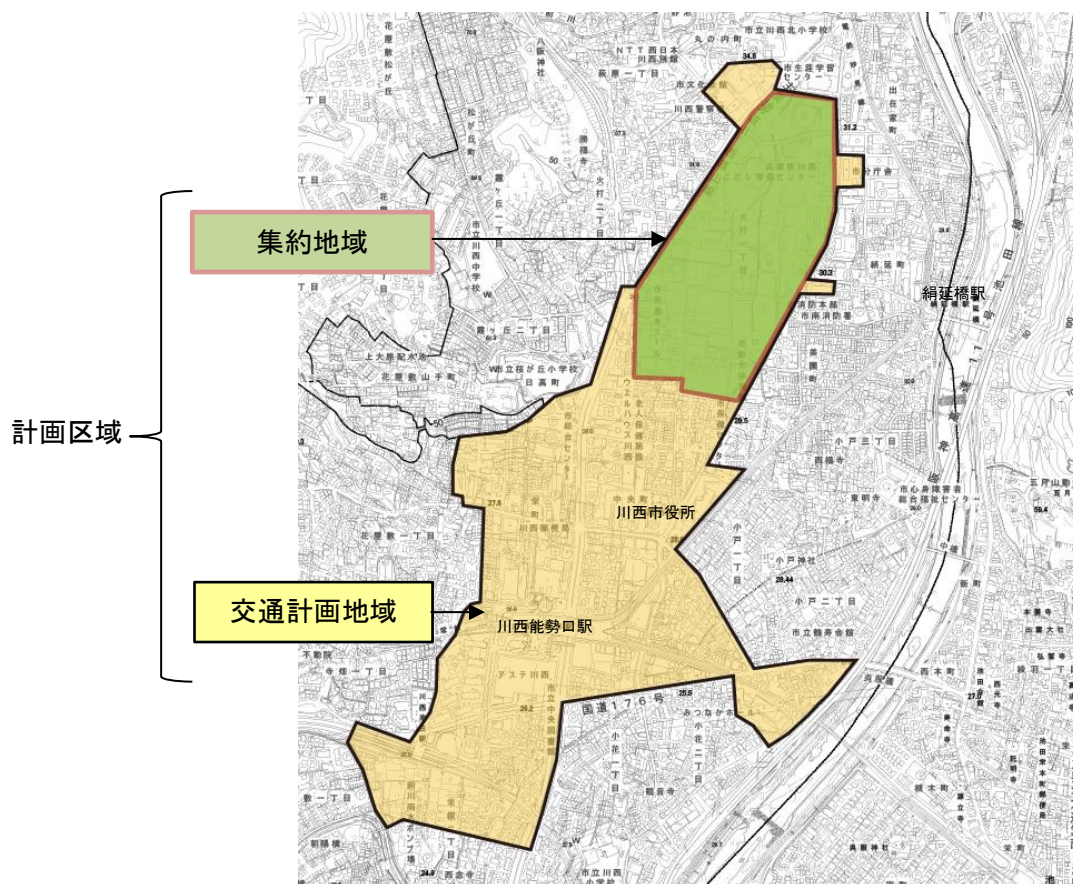
(1)集約地域

本市の低炭素化を促進するためのモデル的な区域として、阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業の事業区域（約22.3ha）を集約地域とします。

(2)交通計画地域

交通を対象とした低炭素化に寄与する取り組みを集約地域と連携し一体的に進める区域として、集約地域を含み交通の結節点である駅周辺を包括する計画区域全域（約80ha）を交通計画地域とします。

位置図および対象区域



3. 計画の対象分野

本計画の対象分野を以下の5分野とします。

なお、計画区域のうち、集約地域については、5分野全てを対象とします。交通計画地域については、交通分野のみを対象とし、集約地域と連携した一体的な取組を進めます。

分野	計画区域を対象とする分野	
	計画区域	
	集約地域	交通計画地域
都市構造分野	○	—
交通分野	○	○
建築分野	○	—
みどり分野	○	—
エネルギー分野	○	—

4. 計画の期間

計画の期間は、平成25年3月より10年間の計画とします。

第2章 基本方針

第1節 目標および基本方針

国の基本方針を受け、本市の低炭素化を促進するためのモデル的な地区である本地区が目指す将来ビジョンおよび目標、各分野の方針・目標を下記に示します。

【将来ビジョン】低炭素や省エネに配慮した持続可能なまち

低炭素化や省エネに配慮して、「持続可能なまちづくり」に向けて、定住魅力を高めていくような、多世代が交流し、「安全で安心して住み続けられる居住環境の整備」を進めていくことが必要となります。

【方針1：都市構造分野】

現在の都市構造を活かしたコンパクトなまちへの誘導

日常生活圏に集客機能、公益機能、高齢社会に対応した医療、福祉など市民生活サポート機能、住宅機能を集積し、誰もが安全・安心して暮らせ、環境負荷も少ないまちへの誘導を行い、コンパクトシティの実現をめざします。

＜目標＞集約地域に施設が移転する前後の施設利用者における移動距離の短縮、環境負荷の小さい交通手段利用者数の増加に伴う一次エネルギー消費量の削減をめざす。

【方針2：交通分野】

公共交通、低炭素端末交通手段を守り育て低炭素な移動を確保

モビリティマネジメントなど中長期を見据えた公共交通を守り育てる取り組みとともに、公共交通への誘導と自転車、電気自動車等の環境に配慮した端末交通手段のモデル的な取り組みの誘導をめざします。

＜目標＞徒歩や自転車の利用増加による環境負荷の削減をめざす。

【方針3：建築分野】

自然エネルギー活用や景観配慮による魅力的な低炭素建築物への転換

自然エネルギー・人（建築技術）・ストックを活かした低炭素建築物（環境配慮建築物）へ転換し、快適で魅力的なサステナブルな建築物の普及の指針となるようなまちの形成をめざします。

＜目標＞川西市が定める指定建築物は新築時に、省エネ法の省エネ基準に比べ一次エネルギー消費量を10%以上削減し、それ以外の新築の建築物（一般建築物）や既存建築物も低炭素化に取り組み、一次エネルギー消費量の削減に努める。

【方針4：みどり分野】

みどりを育み、感じられるまち

みどりの積極的な配置を進めるとともに、緑視率に配慮し、みどりの「見える化」を行うことで居住者や来訪者がみどりを意識し、感じることができるまちの形成をめざします。また、市民参加による緑化活動の推進など市民とともにみどりを育むまちをめざします。

＜目標＞運用基準に定める間口緑視率（%）および緑地を設ける。

【方針5：エネルギー分野】

エネルギーを感じられ、災害時に一定のエネルギーが確保されるまち

再生可能エネルギー等の導入を進めるとともに、エネルギーの「見える化」を行うことで居住者や来訪者が省エネルギー化を意識し、感じることができるまちの形成をめざします。また、災害時に一定のエネルギーを確保することをめざします。

＜目標＞全てのゾーンに再生可能エネルギーを導入する。

第3章 実行計画（具体的な取組）

第1節 計画区域の概要

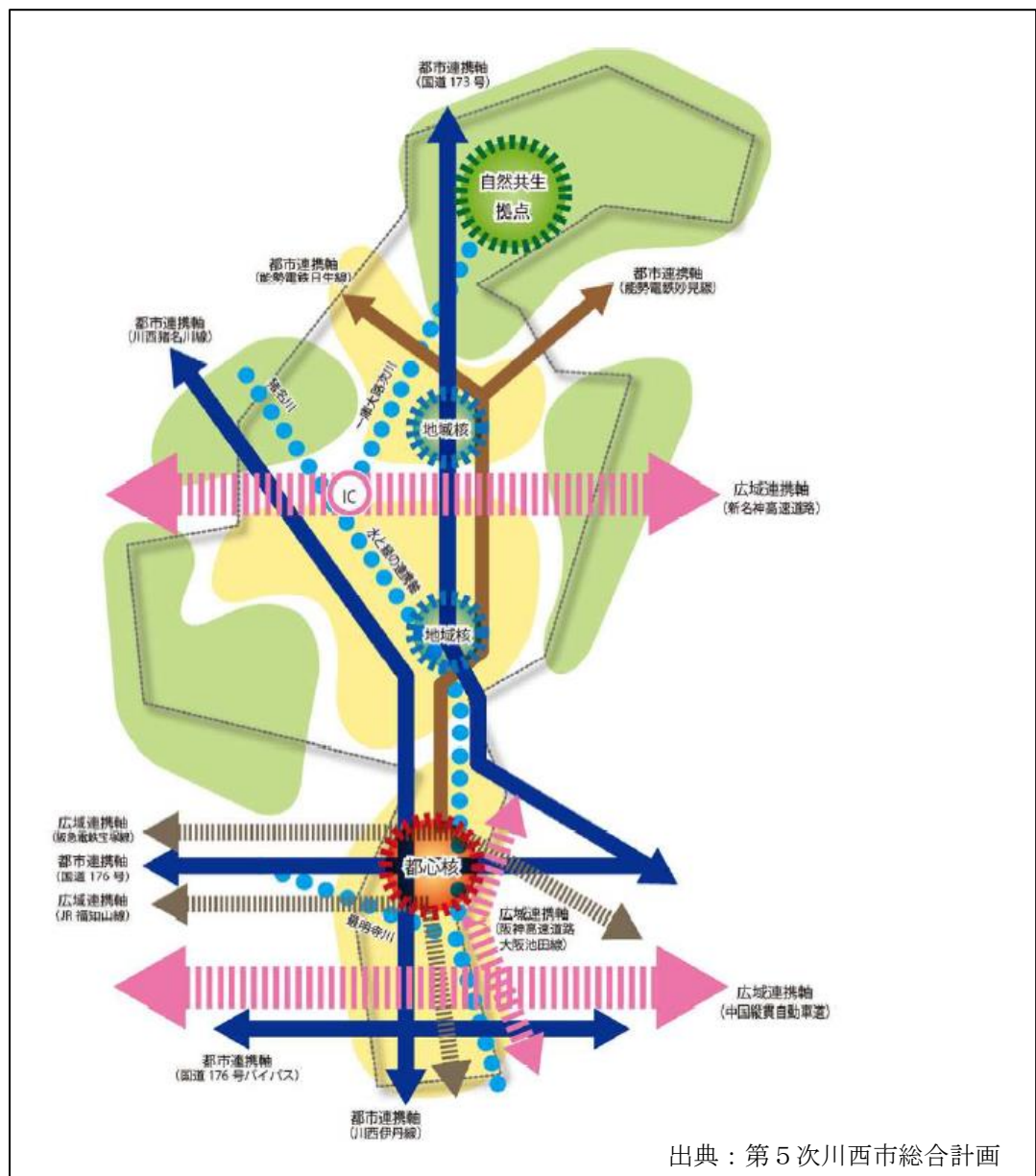
（1） 取り組み全体の考え方

計画区域全域（交通計画地域）では、再開発ビルや公共・公益施設および新たに整備が進む都市機能などの地域資源を活用し、中心市街地に人々が回遊・滞留するまちづくりを目指していることから、公共交通機関や自動車で来訪した人もバスや自転車等による回遊や滞留できる仕組みづくりに取り組みます。

（2） 交通および歩行者ネットワークの考え方

交通ネットワークは、川西能勢口駅・川西池田駅・絹延橋駅および路線バス停を『公共交通拠点』、都市計画道路川西猪名川線および国道176号を『自動車軸』と位置づけます。

歩行者ネットワークは、『公共交通拠点』や『自動車軸』の歩道を利用した動線を位置づけま

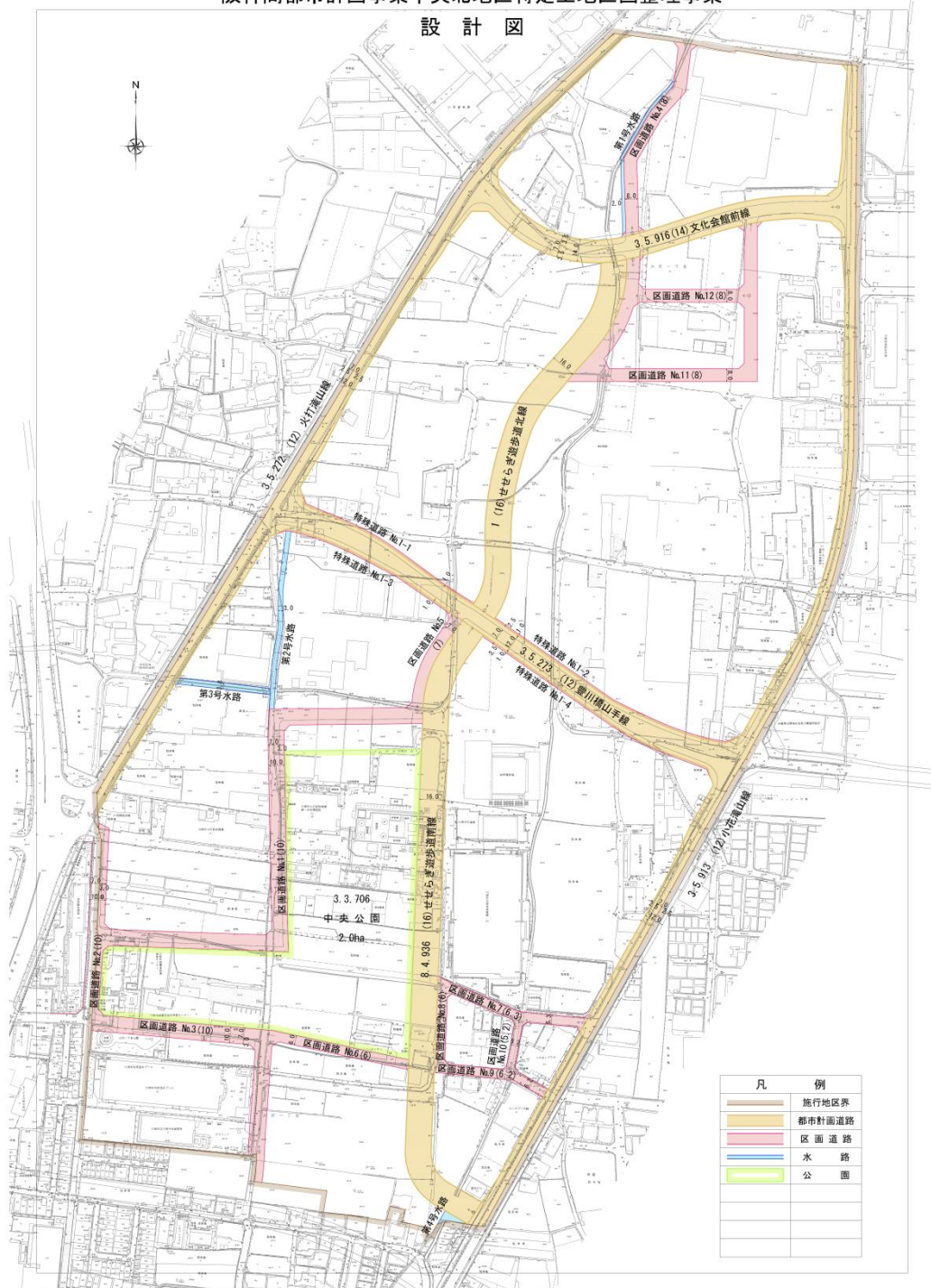


(1) 土地区画整理事業概要

土地区画整理事業の概要

・事業の名称	阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業		
・施行者	川西市	・施行地区面積	約 22.3ha
・施行地区区域	川西市火打 1 丁目、中央町ほか		
・都市計画決定	平成 22 年 7 月 30 日	・事業計画決定	平成 23 年 3 月 30 日

設計図



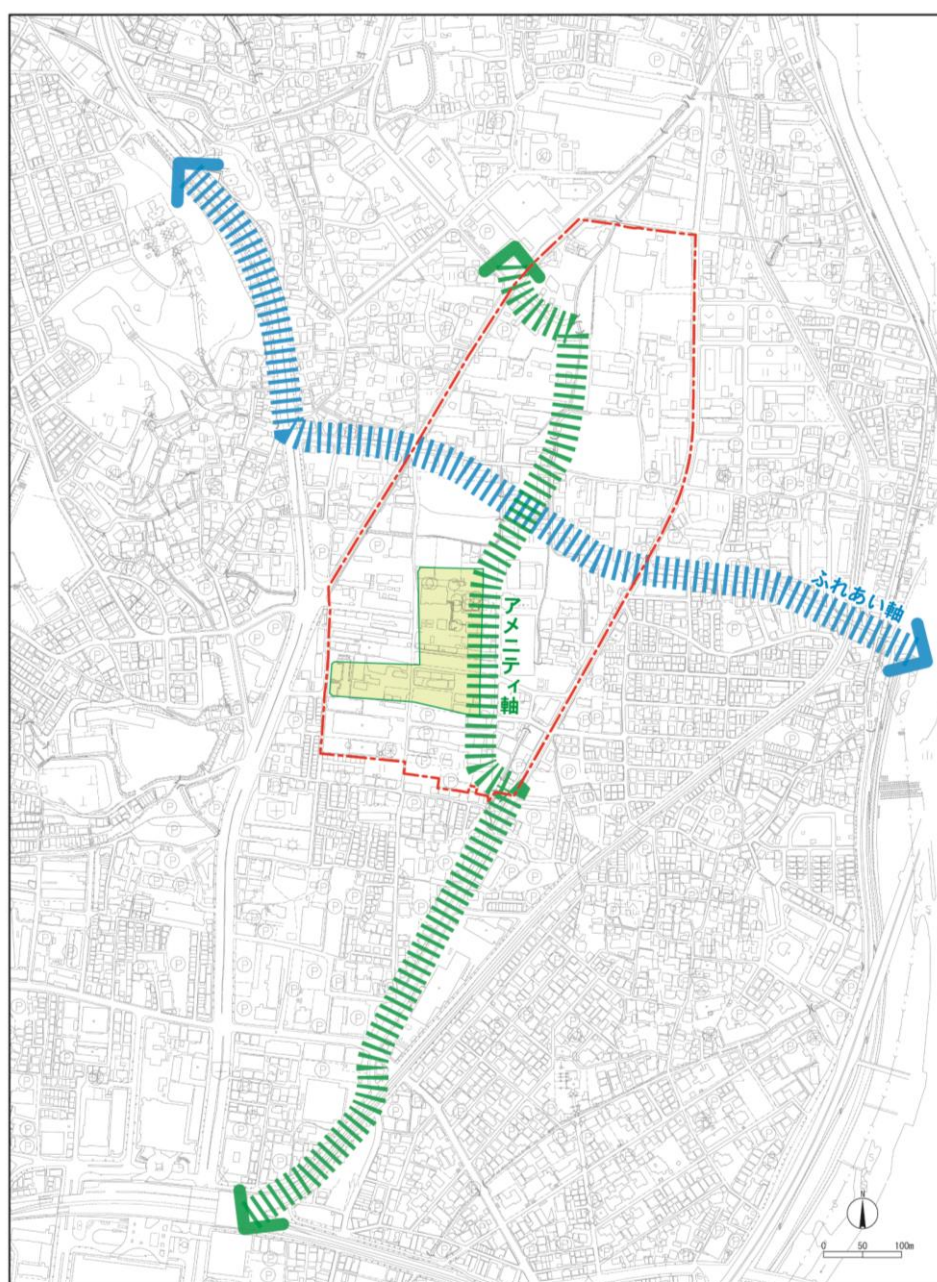
(2) まちの構造の考え方

地域内の農業用水路（“せせらぎ水路”）を活かした南北方向の『アメニティ軸』と広域圏を視野に入れ、商業や住宅等、都市生活機能を充実させ、東西地域の交流として位置づけた『ふれあい軸』の2軸を形成します。

『アメニティ軸』では、オープンスペースの緑化等により、水と緑のプロムナードをつくり、猪名川・五月山等の自然と調和させながら、美しい街並みと快適な生活空間の創出をめざします。

『ふれあい軸』では、ゆとりある歩道整備や建築敷地内のオープンスペースの配置、既存道路の歩行者空間化等による快適で歩きやすい歩行者ネットワークの創出を図ります。

都市構造図

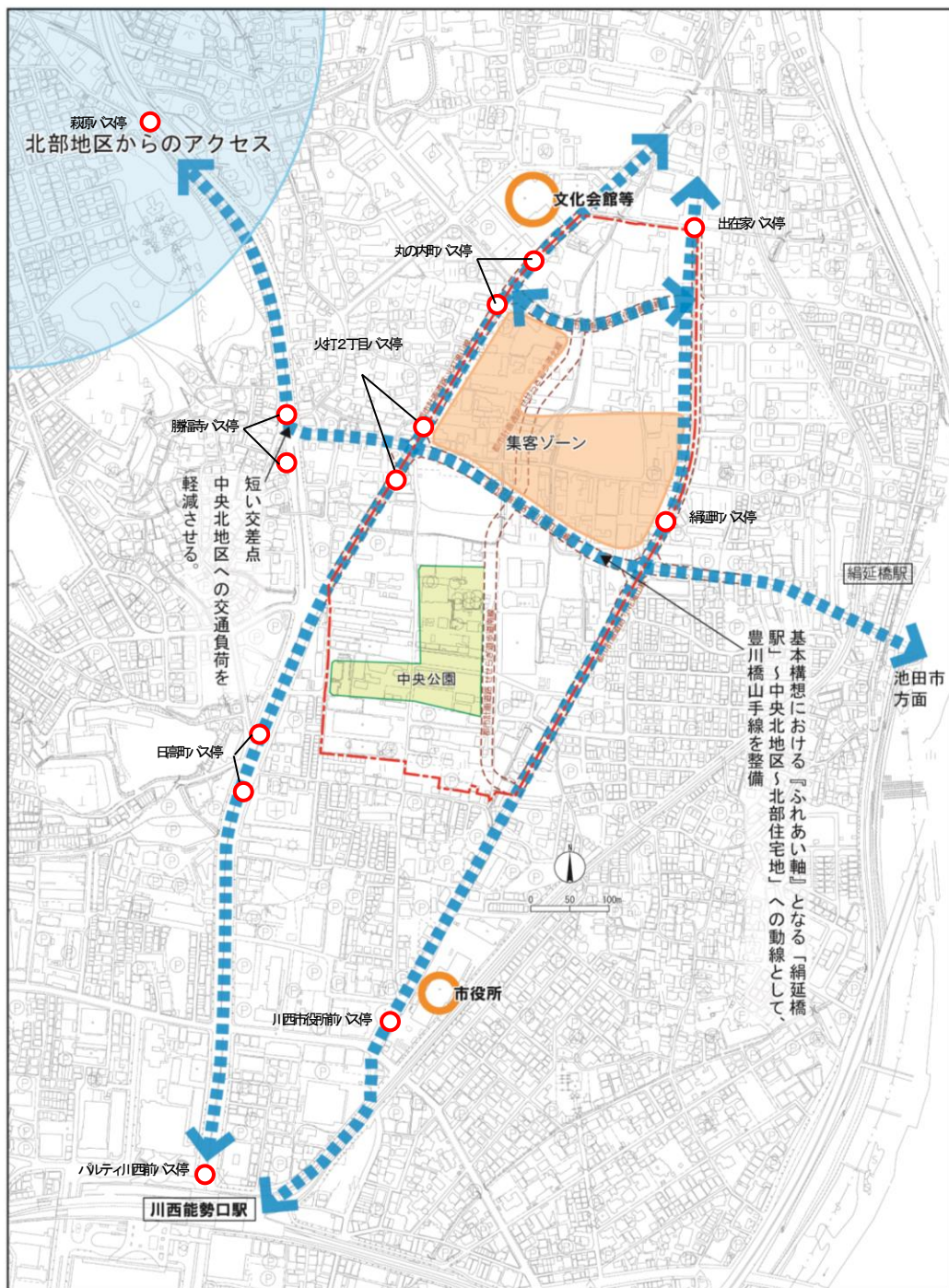


(3) 交通および歩行者ネットワークの考え方

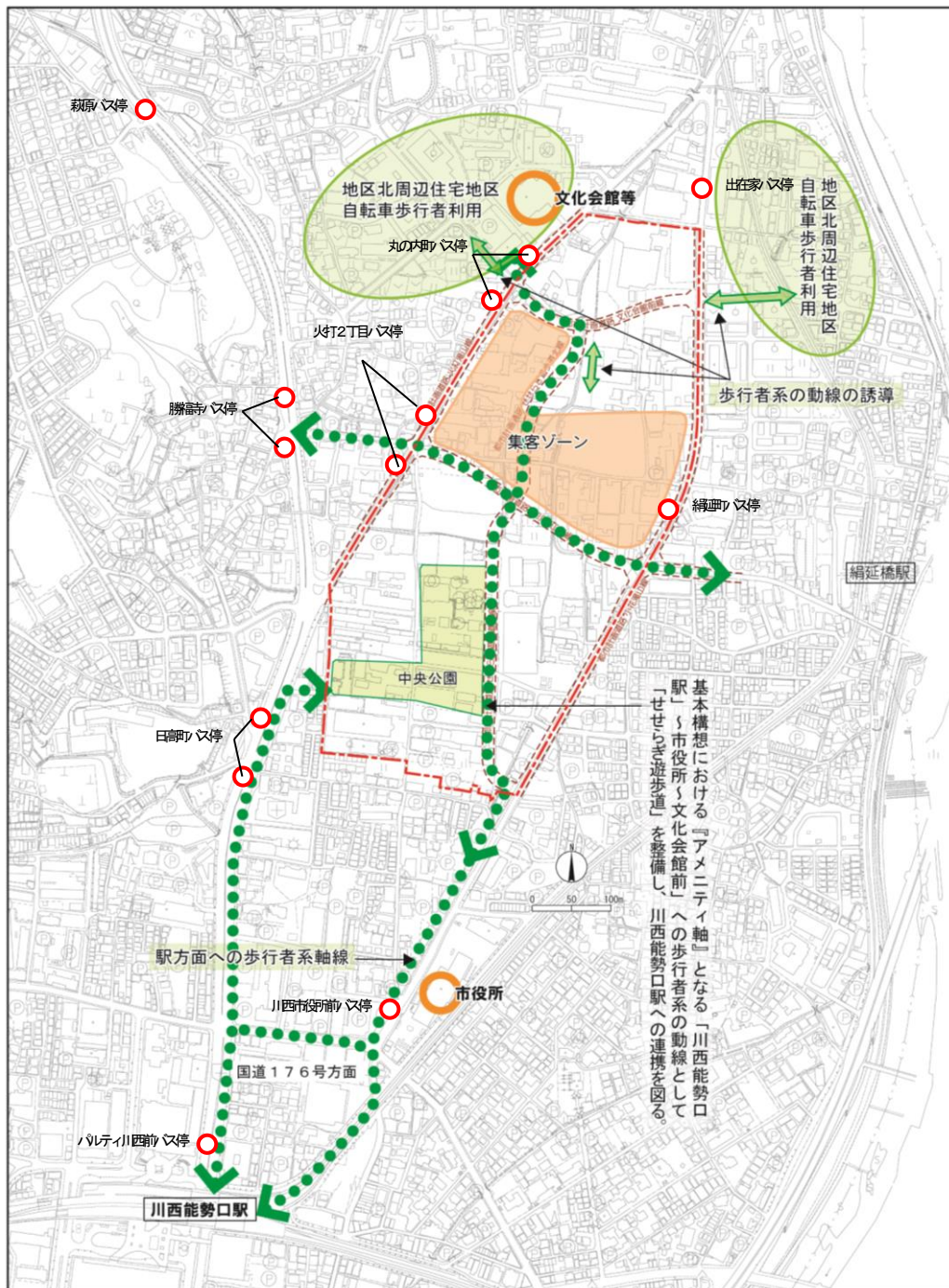
交通ネットワークは、『ふれあい軸』となる「絹延橋駅～中央北地区～北部住宅地」への動線として、都市計画道路豊川橋山手線を位置づけ、整備します。

歩行者系ネットワークは、『アメニティ軸』となる「川西能勢口駅～市役所～文化会館」への歩行者系の動線として、歩行者専用道路の「せせらぎ遊歩道」を整備し、川西能勢口駅への連携を図ります。

交通ネットワーク図



歩行者系ネットワーク図

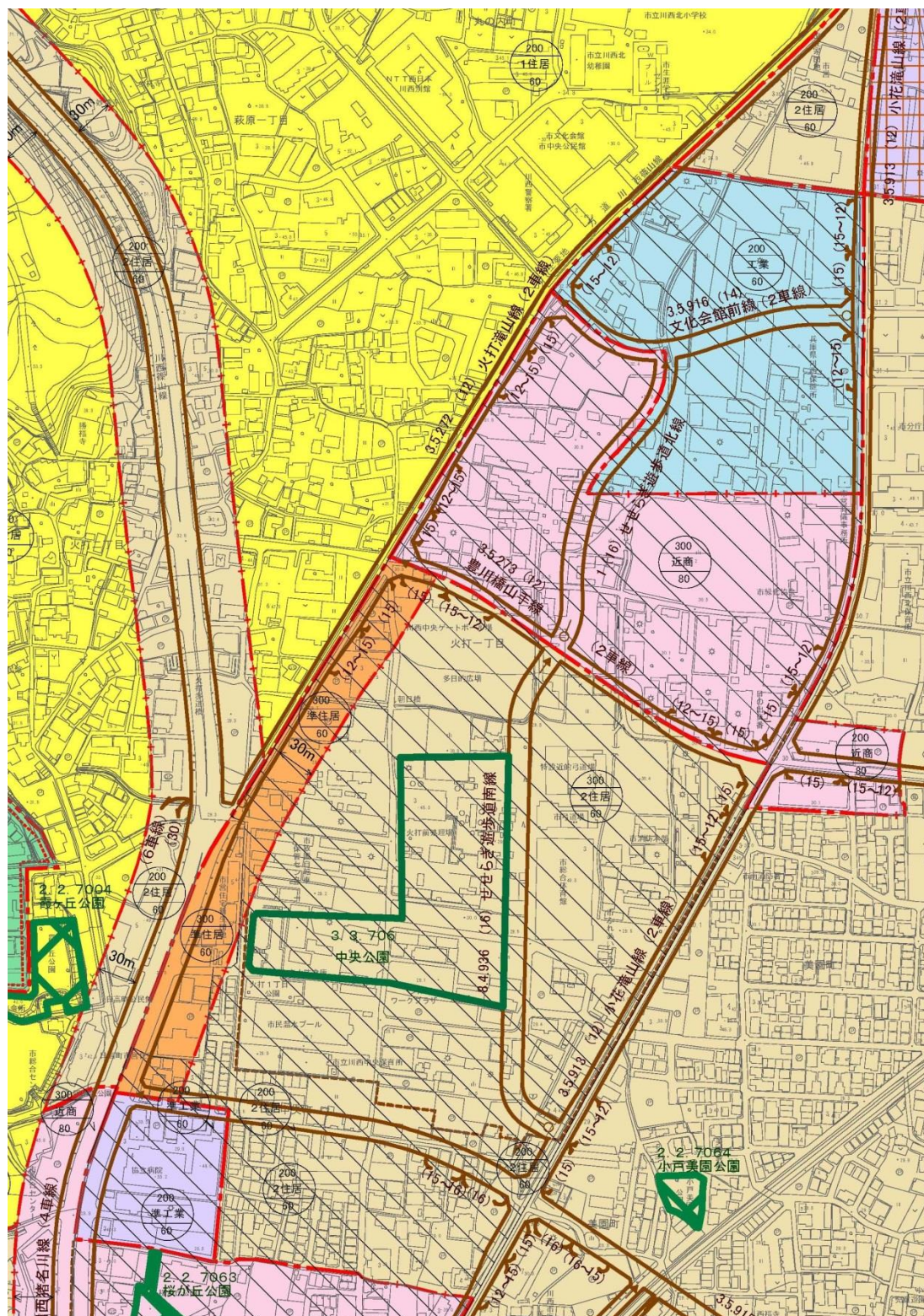


(4) 用途地域

中央北地区の用途地域を示します。

地区北部は工業地域、豊川橋山手線北側は近隣商業地域、南側は主に第二種住居地域になります。

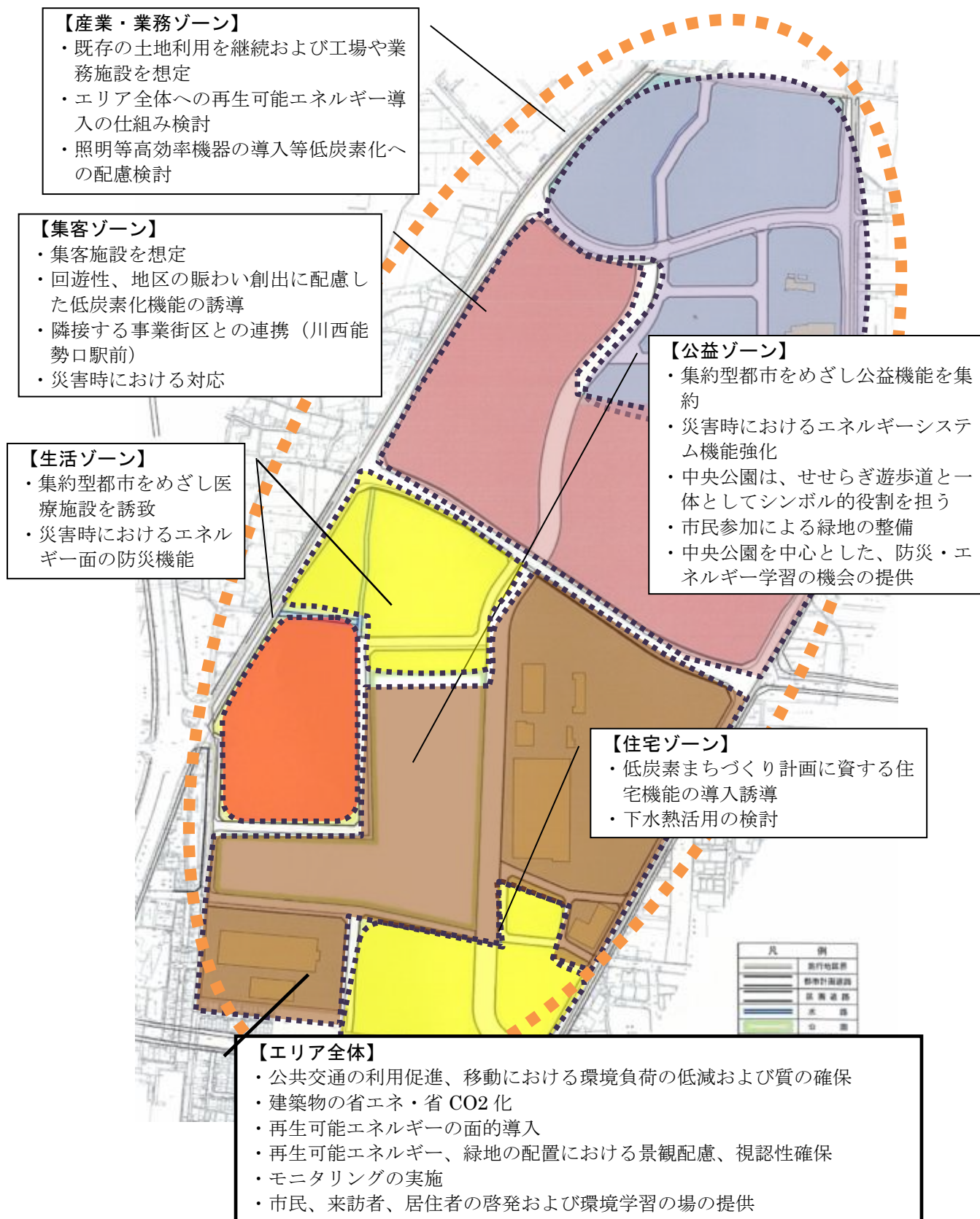
中央北地区の用途地域



(5) 持続可能なまちづくりに向けた都市機能の集約（コンパクトシティの形成）

本地区のゾーン別に、低炭素や省エネに配慮した持続可能なまちづくりに向けて誘導する機能等を下記に示します。

導入が期待される主な都市機能の集約（コンパクトシティの形成）イメージ



(6) 民間活力の活用

集約地域内のうち、宅地整地、道路・公園等整備、道路・公園等維持管理、市関連用地処分、まちづくりコーディネート等業務を一体的なPFI事業とし、財政負担の平準化と民間事業者のノウハウを活用した総合的なまちづくりの推進を行う予定となっています。

また、PFI事業の付帯業務の、まちづくりコーディネート業務の中で、本計画である「キセラ川西低炭素まちづくり計画」に基づく集約地域内の低炭素社会実現のための実践業務が位置づけられています。

【PFI事業の付帯業務】

○市関連用地等処分業務

- －市関連用地等の取得業務
- －住宅の誘致等に関する業務
- －「キセラ川西低炭素まちづくり計画」に則った土地利用等の提案・実践業務
- －街区の整備等業務
- －その他これらを実施する上で必要な関連業務

○まちづくりコーディネート業務

- －中央公園およびせせらぎ遊歩道の設計・施工・管理を一元的に捉えた市民参加による展開業務
- －集約地域内の付加価値の向上を目的とした集約地域内の民間事業者等の参加による連携業務
- －本計画に基づく集約地域内の低炭素社会実現のための実践業務
- －その他これらを実施するうえで必要な関連業務

第3節 計画の目標を達成するための事項

本計画の目標を達成するための事項を次に掲げます。

また、各事項の取り組みの具体像は第4節に掲載します。

取り組む区域 ○：交通計画地域 ●：集約地域

【方針1：都市構造分野】
現在の都市構造を活かしたコンパクトなまちへの誘導

- 医療・住宅施設の誘致および集約都市開発事業の活用（P16）
- 各事業者と連携した地域の低炭素化の促進およびモニタリング（P17）

【方針2：交通分野】
公共交通、低炭素端末交通手段を守り育て低炭素な移動を確保

- 駅および周辺市街地との連携強化（P18）
- 交通計画地域内交通の確保（P19）
- 公共交通利用促進（P20）
- 集約地域内車両の低炭素化（P21）

【方針3：建築分野】
自然エネルギー活用や景観配慮による魅力的な低炭素建築物への転換

- 建築物（既築・新築）の低炭素化の促進（P22）
- 市民への普及啓発・環境学習の仕組み導入（P23）
- その他相乗的効果のための建築側での配慮（P24）

【方針4：みどり分野】
みどりを育み、感じられるまち

- まちの魅力向上に貢献する緑地、緑化の整備（P25）
- 緑地管理機構や管理協定制度の活用等（P27）

【方針5：エネルギー分野】
エネルギーを感じられ、災害時に一定のエネルギーが確保されるまち

- まちの魅力向上に貢献する再生可能エネルギー等（太陽光、下水熱等）の導入（P29）
- 市民への普及啓発、防災・エネルギー学習の仕組み導入（P30）
- 災害時に対応したエネルギーシステムの導入（P31）

第4節 取り組みの具体像

(1) 都市構造分野

■医療・住宅施設の誘致および集約都市開発事業等の活用

- ・誰もが安全に安心して暮らせ、環境負荷も少ないまちへ誘導するためには、集客機能、公益機能のほかに、高齢社会に対応した医療、福祉など市民生活サポート機能、住宅機能を誘導し、「都市機能の配置の適正化」を行う必要があります。
- ・「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき集約都市開発事業計画認定制度の活用を図ります。

行政の役割

- ①医療施設、住宅施設の誘致
- ②集約都市開発事業計画の認定

民間の役割

- ①医療施設、住宅施設の建設
- ②集約都市開発事業計画の申請

【取り組みの具体像】

○医療施設および住宅施設の誘致

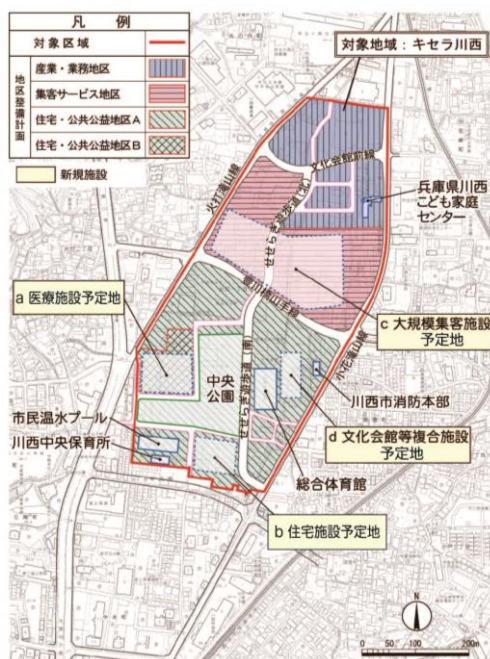
- ・行政は、医療施設および住宅施設の誘致および低炭素化促進のために、国等の低炭素化促進に関する事業等の情報提供や助言等の必要な援助を行うよう努めます。

○多機能の連携

- ・行政は、住宅施設の誘致を行うとともに、事業者はまちづくりコーディネーターとして各事業の低炭素化に向け、調整を行います。

○集約都市開発事業計画認定制度の活用

- ・行政は、集約都市開発事業計画認定制度の情報提供を事業者へ行い、認定を行います。
- ・事業者は、集約都市開発事業計画の申請を行います。



■各事業者と連携した地域の低炭素化の促進およびモニタリング

- ・持続的なまちづくりを進めるため、低炭素化に向けた各事業の進捗状況をモニタリングする必要があります。
- ・また、モニタリング状況を関係者で共有し、よりよいまちづくりに向け、改善を図ることが重要です。

行政の役割

- ①各種取り組み状況およびエネルギー情報の集約
- ②川西中央北エコまち協議会の開催

民間の役割

- ①各種取り組み状況およびエネルギー情報の報告およびとりまとめ
- ②川西中央北エコまち協議会への参加

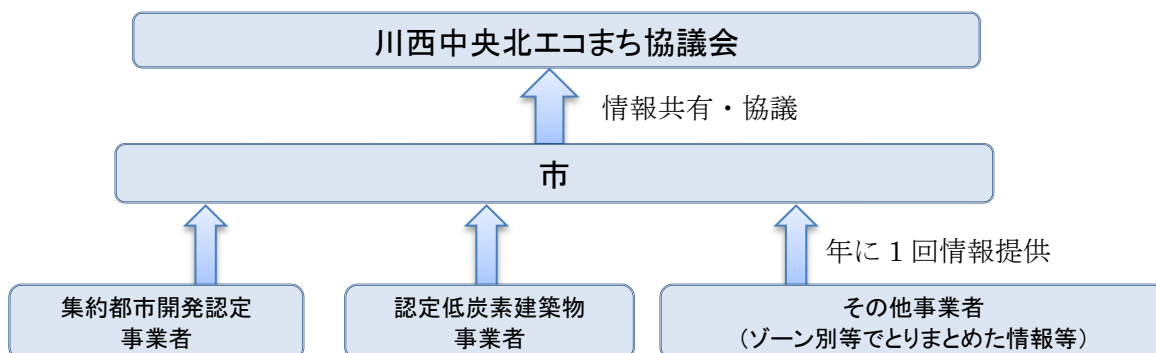
【取り組みの具体像】

○定期的な認定事業の進捗およびゾーン別の取り組み状況の集約

- ・行政は、各種取り組み状況およびエネルギー情報の集約を行います。
- ・集約都市開発事業や低炭素建築物新築等計画の認定を受けた事業者については、各事業が計画に基づき進められているか、取り組み状況およびエネルギー情報を行政に報告します。
- ・個別に把握の難しいゾーン（産業・業務ゾーン等）については、一定の単位毎（ゾーン別等）のエネルギー情報の把握を官民連携により行います。
- ・事業者はまちづくりコーディネーターとして、エリア毎の各種取り組みを把握するとともに、行政との協議を行います。

○中央北地区の持続可能なまちづくりに向けたモニタリング

- ・行政は、市、有識者、関係事業者等により構成された川西中央北エコまち協議会を開催し、各事業者等から報告を受けた情報を報告します。事業者は、本協議会に積極的に参加するものとします。



(2) 交通分野

■駅および周辺市街地との連携強化

- ・公共交通の利用を促すには、鉄道駅として公共交通の拠点となっている川西能勢口駅、川西池田駅や絹延橋駅と本地区の間の移動抵抗を軽減する必要があります。
- ・交通計画地域への来訪に際しては、環境負荷の小さい交通手段の利用促進および利便性を向上する必要があります。
- ・そのため、鉄道利用による来訪者には川西能勢口駅、川西池田駅や絹延橋駅と交通計画地域間に、その他の交通手段利用による来訪者には他地域と交通計画地域間に利用しやすい交通手段を検討し、連携を強化します。

行政の役割

- ①自転車利用環境の整備検討
- ②共用駐車場の検討
- ③空き駐車場の情報提供検討
- ④周辺駅への案内サイン等の設置
- ⑤路線バス利便性向上検討

民間の役割

- ①自転車利用環境の整備検討
- ②共用駐車場の検討
- ③空き駐車場の情報提供検討
- ④路線バス利便性向上検討

【取り組みの具体像】

○自転車利用環境の整備

- ・自転車でのアクセス性を向上させるため、集約地域では自転車走行環境の整備に努めるとともに、集客ゾーン、生活ゾーン、公益ゾーンにある主要集客施設は十分な駐輪場を整備することとします。駐輪場にはラックを整備するなど景観面での配慮もすることとします。
- ・交通計画地域と他地域との自転車ネットワークについて、川西市公共交通基本計画の動きに合わせていきます。
- ・川西能勢口駅、川西池田駅、絹延橋駅、交通計画地域内の乗り継ぎ駐車場と集約区域内の集客ゾーン、生活ゾーン、公益ゾーンにある主要集客施設において乗り捨て可能なコミュニティサイクルの設置を検討します。
- ・コミュニティサイクル導入検討は、既存の取り組みを含めて交通事業者や各施設の運営主体、行政の参画する川西中央北エコまち協議会の交通部会において行います。

○共用駐車場の検討

- ・集約地域では、駅周辺に集中する渋滞緩和を推進するため集約地域内の施設利用だけでなく、駐車場利用ピーク時間帯と異なる時間帯における共用利用について検討します。

○駐車場案内の検討

- ・交通計画地域内では、円滑に駐車場へアクセスするとともに交通計画地域内を回遊できるよう、来訪される方々へ空き駐車場の情報提供を検討します。

○周辺駅への案内サイン等の設置

- ・駅から徒歩や自転車でのアクセスに配慮して、川西能勢口駅、川西池田駅、絹延橋駅周辺に集約地域までのルートなどがわかるサイン等の設置を行います。

○路線バス利便性向上検討

- ・集約地域周辺には既に路線バスが運行されていることから、集約地域における既存路線バスの利便性向上策を検討します。
- ・更に既存バス路線に配慮しながら必要に応じて、駅からの新たなシャトルバス等の導入を、中心市街地活性化基本計画及び川西市公共交通基本計画の動きに合わせていきます。
- ・利便性向上策の検討は交通事業者や各施設の運営主体、行政の参画する川西中央北エコまち協議会の交通部会において行います。

■交通計画地域内交通の確保

- ・交通計画地域内には多様な用途の施設等があり、地域内を徒歩や自転車、公共交通で快適に回遊できるよう回遊性の向上を図る必要があります。
- ・そのため、交通計画地域内交通の確保等を行い、利便性向上を図ります。

行政の役割

- ①自転車利用環境の整備検討
- ②サイン等の設置
- ③歩行者空間のバリアフリー化
- ④路線バス利便性向上検討

民間の役割

- ①自転車利用環境の整備検討
- ②サイン等の設置
- ③路線バス利便性向上検討

【取り組みの具体像】

○自転車利用環境の整備（P18）

○サイン等の設置

- ・交通計画地域内を快適に回遊できるよう、交通計画地域内の乗り継ぎ駐車場や集客ゾーン、生活ゾーン、公益ゾーンにある主要集客施設の運営主体が各施設において、駐輪場の位置や歩行者ネットワークなどを掲載した案内サイン、案内看板の設置することとします。

○歩行者空間のバリアフリー化

- ・誰もが快適に交通計画地域内を回遊できるよう、行政がバリアフリーに配慮した歩道空間を整備します。
- ・また、交通計画地域内においては、歩道上の迷惑駐輪対策を行うこととします。

○路線バス利便性向上（P19）

■公共交通利用促進

- ・集約地域は居住者の増加だけでなく、集約地域外からの来訪者の増加も見込まれ、その両方に対して公共交通の利用促進が必要です。
- ・そのため、それぞれの利用者に合わせた、面的な公共交通利用促進策を行います。

行政の役割

- ①公共交通利用促進方策の検討
- ②公共交通に関する情報提供の支援

民間の役割

- ①公共交通利用促進方策の検討
- ②公共交通に関する情報提供

【取り組みの具体像】

○公共交通利用促進方策の検討

- ・公共交通の利用促進や周辺地区の渋滞対策のために、公共交通利用促進方策の検討を行い、取り組みは年に1回各運営主体が川西中央北エコまち協議会において報告するものとします。
- ・公共交通利用促進策としては以下のものが想定されます。
 - ・公共交通によるアクセス方法の周知
 - ・公共交通利用者への割引サービスやポイントなど特典の付与
 - ・公共交通利用割引券の配布
 - ・公共交通利用者への商品配送サービス
 - ・環境学習の取り組み
 - ・その他公共交通利用を働きかける取り組み
- ・公共交通利用促進方策の検討は交通事業者や各施設の運営主体、行政の参画する川西中央北エコまち協議会の交通部会において行います。

○公共交通に関する情報提供

- ・集約地域内の住宅ゾーンの開発事業者は公共交通の利用を促進するため、集約地域内に新たに居住する者に対して、公共交通のダイヤや路線等、公共交通に関する情報提供を行うものとします。
- ・行政は、上記の取り組みに対して、情報提供および助言を行います。
- ・その他、行政と民間事業者は官民一体の情報交換を行い、行政からは、国の補助などに関する情報提供を行います。

【参考：公共交通利用促進の効果把握について】

交通分野取り組みの前後で、集約地域内の集約施設（集客施設、医療施設、複合施設、公園（イベント））で官民連携によるアンケート調査により、利用頻度、交通手段別の移動距離から、取り組み後のCO₂排出量を削減することを目指します。算出は、下記の式等を参考としながら行います。

$$\text{CO}_2 \text{削減量} = (\Sigma \text{取り組み前交通手段} \times \text{交通手段別 CO}_2 \text{原単位} \times \text{移動距離} \times \text{利用頻度}) \\ - (\Sigma \text{取り組み後交通手段} \times \text{交通手段別 CO}_2 \text{原単位} \times \text{移動距離} \times \text{利用頻度})$$

※交通手段：自動車、バス、自転車、徒歩等

■集約地域内車両の低炭素化

- ・公共交通利用促進の取り組みを集約地域として進めるものの、集約地域内では一定の自動車利用が想定され、それら自動車交通の低炭素化も必要です。
- ・そのため、低炭素な次世代自動車の利用促進に向けて利用環境の整備を図ります。

行政の役割

- ①充電設備等に関する案内サインの設置

民間の役割

- ①EV・PHV・FCV※対応型充電設備等の設置
- ②EV・PHV・FCV カーシェアリングの導入

【取り組みの具体像】

○EV・PHV・FCV 対応型充電設備等の設置

- ・集約地域内の車両の低炭素化を図るため、集客ゾーン、生活ゾーン、公益ゾーンにある主要集客施設の運営主体は各施設においてEV・PHV・FCV 対応型充電設備等の設置を検討します。

○充電設備等に関する案内サインの設置

- ・各集客施設に設置された充電設備等について、行政が地区内の道路上に案内サインの設置を検討します。

○EV・PHV・FCV カーシェアリングの導入

- ・住宅ゾーンの開発事業者は、EV・PHV・FCV カーシェアリングの導入を検討します。

【参考：環境対応車の普及促進に関する効果の把握】

集約地域内車両の低炭素化の効果を下記の算出方式により把握します。なお、環境対応車の普及率等は官民連携により状況を把握します。

$$\text{CO2 削減量} = \text{車種別走行台キロ} \times \text{環境対応車の普及率} \times \text{CO2 原単位} \\ \times (1 - \text{環境対応車の 1km 走行当たりの CO2 排出量} / \text{ガソリン車の 1km 走行当たりの CO2 排出量})$$

※EV・PHV・FCV：電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車

(3) 建築分野

■建築物の低炭素化の促進

- ・エネルギーの効率的利用および自然エネルギーの活用や創エネルギー、蓄エネルギー機能の導入により建築物の低炭素化を促進します。
- ・エネルギーの効率的利用等では、高効率空調導入等のアクティブ機能の高効率化および日射の遮蔽・取得、通風に配慮した設計、断熱性能の確保等パッシブ機能重視への誘導が望まれます。
- ・また、都市公園や、建築物敷地の緑化推進によるヒートアイランド対策を促進することにより、快適な都市空間形成や低炭素化の促進を図ります。

行政の役割

- ①低炭素建築物新築等計画認定に関する支援
- ②キセラ川西エコまち運用基準による誘導
- ③その他建築物（既存建築物含む）の低炭素化に関する支援

民間の役割

- ①低炭素建築物新築等計画認定制度の活用（集客ゾーン、住宅ゾーン、生活ゾーン、公益ゾーン等一定規模以上の建築物）
- ②キセラ川西エコまち運用基準に基づく取り組み
- ③建築物の低炭素化に関する配慮（産業・業務ゾーン）

【取り組みの具体像】

○低炭素建築物新築等計画認定制度等の活用（集客ゾーン、住宅ゾーン、生活ゾーン、公益ゾーン）

- ・一定規模以上の建築物に関する事業者は、低炭素建築物新築等計画を策定します。

【参考：低炭素建築物新築等計画認定制度でのエネルギー消費量の基準】

出典：国土交通省

低炭素建築物の認定基準として、エネルギー消費量について以下の基準を設けています。この値を目安とします。なお、認定を受けるには、8つの選択項目から2項目以上が該当することも必要な条件です。

- ・省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量が-10%以上となること

- ・行政は、CASBEE（建築環境総合性能評価システム）の活用を誘導するなど、総合的に持続可能な建築物となるよう誘導を行い、事業者も積極的に活用するものとします。

○パッシブ機能重視への誘導（住宅ゾーン、生活ゾーン、公益ゾーン）

- ・日射遮蔽・取得（ライトシェルフ、トップライト、ハイサイドライト等）や通風、自然換気に配慮した設計（自動ダンパ、ナイトパーズ等）、地中熱の活用（クールチューブ等）、断熱性能の向上（断熱サッシ等）等パッシブ機能を盛り込むよう努めるものとします。

○ヒートアイランド対策の導入（住宅ゾーン、生活ゾーン、公益ゾーン）

- ・行政、事業者は、舗装面の透水性、保水性の確保および緑地の確保等ヒートアイランド対策を図るものとします。
- ・低炭素建築物新築等計画認定制度の選択項目のうち、1項目はヒートアイランド対策を講じるよう努めるものとします。

○低炭素化や省エネルギーへの配慮の検討（産業・業務・住宅ゾーン）

- ・空気調和設備、機械換気設備、照明設備、給湯設備または昇降機等について高効率機器を導入する等の低炭素化や省エネルギーへ配慮するものとします。

○既存の建築物の低炭素化促進（産業・業務・住宅ゾーン、公益ゾーン）

- ・行政は、既存建築物の低炭素化のための低炭素化性能の診断や改修に対する情報提供等の支援を行うとともに、既存公共施設については低炭素化に向けて取り組みます。

■市民への普及啓発・環境学習の仕組み導入

- ・本市の低炭素化促進のモデル地域として、建築物に導入された低炭素化に向けた取り組みが市域へ広がるよう各事業者、各エリアの取り組み状況、結果の情報発信が必要です。
- ・また、低炭素化の取り組みを来訪者や居住者に「見える化」するとともに、市民、子どもたちの学習の場として活用することが望まれます。

行政の役割

- ①取り組み状況の情報発信
- ②取り組みの「見える化」
- ③各戸での省エネ行動の促進
- ④市民、子どもたちの環境学習の機会を提供、多様な主体の調整

民間の役割

- ①表彰制度の活用
- ②取り組みの「見える化」
- ③各戸での省エネ行動の促進
- ④市民、子どもたちの環境学習材料としての場の提供

【取り組みの具体像】

○定期的な情報発信

- ・行政は集約した各事業および各エリアの取り組みについてのモニタリング結果および今後の取り組み方針について、定期的に広報、HP 等を通じて、広く市民および市外に向けて情報発信を行います。

○表彰制度等の活用

- ・事業者は、モデル的取り組みについて、国、兵庫県、その他関係機関等の表彰制度等へ積極的に応募し、取り組みを市外へと提案します。

○取り組みの「見える化」

- ・事業者は、各施設での取り組みが来訪者、居住者に分かるよう建築物の低炭素化の「見える化」を誘導します。

○各戸での省エネ行動の促進

- ・行政および事業者、川西中央北エコまち協議会等は、エコモニターを募集する等、各戸の省エネ行動の取り組み状況を促進し、状況を把握します。

○環境学習の機会の提供

- ・行政、民間事業者は、必要に応じて大学・市民団体等と多様な主体と連携しながら、来訪者や近隣の居住者、子どもを対象とした環境学習の機会の提供を検討します。



事例：真庭市庁舎
取り組みの「見える化」の一例。設備を見せ、環境配慮のフローチャートを全面に記載することで、環境学習等にも活用。
写真提供：川西中央北エコまち協議会

■その他相乗的効果のための建築側での配慮

- ・快適な都市空間形成のため、再生可能エネルギー導入の設置等にあたり、建築側での配慮を行うことも重要です。
- ・行政は、集客ゾーン、生活ゾーン、公益ゾーン等についての再生可能エネルギー導入に関するガイドライン等の提示や産業・業務ゾーンにおける再生可能エネルギー導入に向けた官民連携での仕組み検討等が望まれます。

行政の役割

- ①面的な再生可能エネルギー導入のための誘導
- ②地区計画等の検討

民間の役割

- ①構成主体への必要な情報提供および助言
- ②再生可能エネルギー導入の仕組み検討

【取り組みの具体像】

○再生可能エネルギー導入に関するガイドライン等の提示

- ・事業者はまちづくりコーディネーターとして、行政は事業者と連携しながら、再生可能エネルギーの面的な導入に向けて、景観配慮のための屋根面の角度、方向の誘導やエリア来訪者・居住者への「設備自体の見える化」等の誘導をします。
- ・導入にあたっては官民連携により景観等快適な都市空間形成に配慮し、行政は、景観計画等を策定する際は、再生可能エネルギー導入にともなう計画内容と関連する事項を位置づけることを検討します。

○産業・業務ゾーンにおける再生可能エネルギー導入の仕組み検討（面的な太陽光発電の導入等）

- ・屋根貸しによる面的な太陽光発電導入など、産業・業務ゾーンでの再生可能エネルギー導入の仕組みを官民連携により検討します。

(4) みどり分野

■まちの魅力向上に貢献する緑地、緑化の整備

- ・間接的な低炭素効果およびヒートアイランド対策のため、快適で魅力的な空間形成に資するよう緑地・緑化の整備が必要です。
- ・また、緑地・緑化の整備にあたっては、来訪者や居住者が「緑の存在」を感じることが重要と考え、視認性の高いポイントに整備を行うものとします。

行政の役割

- ①認定低炭素建築物における選択項目でのヒートアイランド対策導入による緑化の誘導
- ②緑視率向上のための誘導目標の提示
- ③民間の整備を醸成するための普及啓発

民間の役割

- ①認定低炭素建築物におけるヒートアイランド対策の導入による緑化の誘導
- ②来訪者等が認識できる緑地・緑化の整備(ポイント地点における緑視率の向上)

【取り組みの具体像】

○認定低炭素建築物におけるヒートアイランド対策の導入による緑化の誘導

- ・行政は、認定低炭素建築物の認定基準のうちヒートアイランド対策についての項目の導入の誘導を図り、民間事業者は積極的に導入を行うものとします。

【参考】緑化の数値基準

緑化の数値基準については、「川西市開発行為等指導要綱における緑地の誘導基準」及び「環境の保全と創造に関する条例における緑地の誘導基準」の基準を遵守することとします。

■川西市開発行為等指導要綱における緑地の誘導基準

緑地（第9条）

開発行為等の目的	敷地面積	敷地面積に対する緑地率
全用途の建築物（戸建住宅は除く）	1,000 ㎡未満	5 %

※敷地面積 1,000 ㎡以上は、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」の基づき確保すること。

※商業地域又は近隣商業地域内の敷地面積 1,000 ㎡未満の計画は、可能な限り緑地の確保に努めるものとする。

■環境の保全と創造に関する条例における緑地の誘導基準

敷地面積が 1,000 ㎡以上で、新築・改築・増築に係る建築面積が 1,000 平方メートル以上の建築物の敷地については、以下の誘導基準とする。

（住宅の場合）緑地の面積：空地面積の 30%以上

（住宅、特定工場等を除く建築物）緑地の面積：空地面積の 50%以上

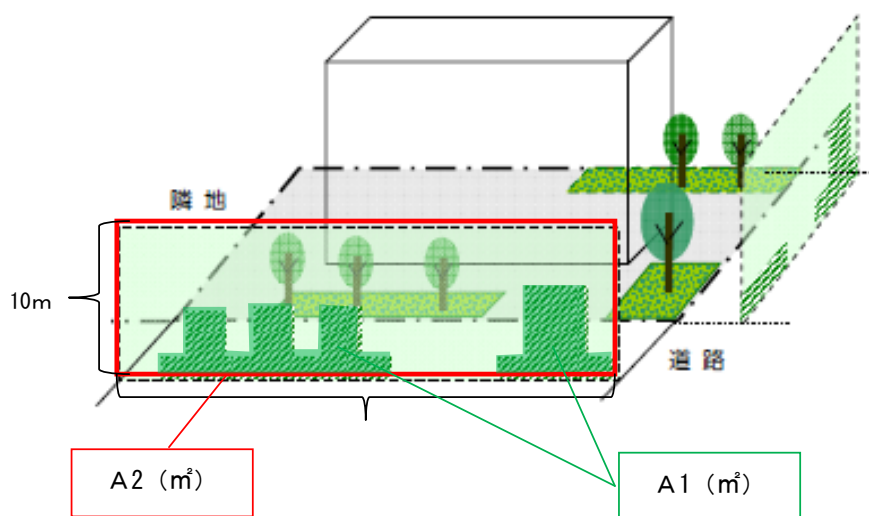
○緑化の推進および緑視率の向上

- ・官民連携により、本対象地域における緑化の推進を図るものとします。
- ・行政は、本地区の緑化の推進に係る方針として、緑地・緑化の整備にあたっては来訪者等が「緑の存在」を感じられるよう緑視率を確保し、向上するよう誘導します。
- ・民間事業者は、来訪者等が認識できる箇所へ緑地・緑化の整備を行うものとします。

【緑視率（%）とは】

緑視率（%）＝樹木などの「みどりの面積」（㎡）／人の視野の面積（㎡）×100

【参考】間口緑視率のイメージ



$$\text{間口緑視率(\%)} = \text{A1(立面換算面積)} / \text{A2(緑化対象立面積)} \times 100$$

A1(m²) = 樹木などのみどりの立面投影面積

A2(m²) = 敷地間口長さ × (10m もしくは軒先の高さの小さいもの)

■緑視率の判断となる事例



緑視率 60%



緑視率 50%



緑視率 40%



緑視率 30%



緑視率 20%



緑視率 10%

出典：社団法人プレハブ建築協会「まちなみ景観の評価」

■緑地管理機構や管理協定制度の活用等

- ・中央公園やせせらぎ遊歩道の維持管理への市民参加への要望が高まっています。そこで、中央公園等の維持管理への市民参加方策を検討します。
- ・また、中央公園やせせらぎ遊歩道の環境学習への活用が考えられます。



せせらぎ遊歩道こどもワークショップの様子

行政の役割

- ①市民参加による公園整備、公園等維持管理方策の検討
- ②中央公園やせせらぎ遊歩道を活用した環境学習の検討

民間の役割

- ①市民参加による公園整備、公園等維持管理方策の検討
- ②中央公園やせせらぎ遊歩道を活用した環境学習の検討

【取り組みの具体像】

○市民参加による中央公園やせせらぎ遊歩道の整備

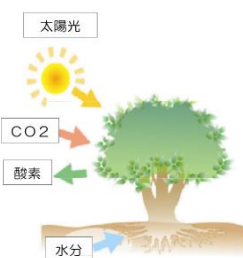
- ・官民連携により、市民参加での中央公園等の整備を進めます。

○緑地の管理等を担う団体認定および民間事業者等との連携による緑地管理

- ・行政および事業者は中央公園やせせらぎ遊歩道の維持管理への市民参加方策を検討します。
- ・行政は、事業者と連携し、本地域の緑地（中央公園やせせらぎ遊歩道）を管理可能な任意団体を育成するとともに、特定緑地管理機構としての指定を検討します。

緑地の保全及び緑化の推進に関する特例

○緑は、CO₂の唯一の吸収源



緑地の管理等を担う
身近な団体の確保

都道府県知事に限られている緑地管理
機構の指定権者に市町村長を追加



※緑地管理機構：

NPO法人や一般財団法人等が、都道府県知事から緑地管理機構として指定を受け、緑地の保全や緑化の推進を行う制度

公益財団法人東京都公園協会、財団法人せたがやトラストまちづくり等計5団体が指定（平成23年1月末現在）

樹林地等の所有者の管理負担を軽減

低炭素まちづくり計画の計画区域内の
樹林地等を管理協定制度の対象に追加



※管理協定：

地方公共団体又は緑地管理機構が、土地所有者等と協定を結び所有者に代わって緑地の管理を行う制度

移行管理協定制度は、特別緑地保全地区等内の緑地に限定

出典：都市の低炭素化の促進に関する法律に関する国交省資料

○中央公園やせせらぎ遊歩道を活用した環境学習の検討

- ・官民連携により、中央公園やせせらぎ遊歩道を活用した環境学習を実施します。
- ・行政は必要な情報等を提供します。

【参考】市民参加ワークショップによる中央公園、せせらぎ遊歩道の検討

○せせらぎ遊歩道ワークショップ

平成23年には、一般市民、地域住民、小中学校理科部会、市職員の方が集まり、「せせらぎ遊歩道」の計画づくりから整備後の運営・活用方法について検討を行い、延べ189名の方にご参加いただきました。

○中央公園ワークショップ

平成25年度には、一般市民、地域住民、市職員の方が集まり、「中央公園」の必要な機能や整備方針について検討を行い、延べ95名の方にご参加いただきました。

また、公園の遊具や施設のアイデアについて市内の小学生を対象にアンケートを実施し、計1,383通の意見をいただきました。

平成26年度には市制施行60周年事業の一環として、市内小学校1・2年生を対象に中央公園でやりたいことをテーマとした絵の募集を行い、計146通の応募をいただきました。



(5) エネルギー分野

■まちの魅力向上に貢献する再生可能エネルギー等の導入

- ・本市の低炭素化促進のモデル地域として、「新しいまち」のイメージを発信するため、再生可能エネルギー等の面的な導入を検討します。
- ・また、本地域においては災害時における事業継続性の確保も求められることから、災害時のエネルギー確保のための設備等を整備することも必要です。

行政の役割

- ①再生可能エネルギー導入に向けた支援
および率先導入
- ②地域への還元方策の検討
- ③災害時におけるエネルギー供給に関する協定の締結

民間の役割

- ①再生可能エネルギー導入に向けた支援
- ②屋根貸等エリアでの取り組みへの参画
- ③災害時におけるエネルギー供給に関する協定の締結

【取り組みの具体像】

○再生可能エネルギー（太陽光・熱、小水力、下水熱等）等の導入

- ・まちの魅力向上に貢献する再生可能エネルギー導入として、太陽光発電、太陽熱温水器等の面的な導入および、せせらぎ遊歩道ではシンボルとして小水力発電の導入を検討します。また、事業にあわせ、下水道が新規に敷設されるという機会を活かし、下水熱の活用を官民連携により検討を行います。
- ・なお、エネルギーシステム検討の際には、事業者は需要側にあったエネルギーのベストミックスに配慮することが望まれます。
- ・中央公園等公益ゾーンにおける太陽光パネル導入、蓄電池などの設置等の検討を行います。
- ・事業者は積極的に再生可能エネルギーの導入を図るものとし、行政はそのための必要な情報提供および支援を行います。
- ・導入にあたり、官民連携により景観等快適な都市空間形成に配慮し、行政は、景観計画等を策定する際は、再生可能エネルギー導入にともなう計画内容と関連する事項を位置づけることを検討します。

○産業・業務ゾーンエリアにおける再生可能エネルギー導入の仕組み検討

- ・産業・業務ゾーンでの再生可能エネルギー導入の仕組みを官民連携により検討します。

【参考：再生可能エネルギーに関する目標の目安】

官民連携により、全てのゾーンに再生可能エネルギーを導入することを目標の目安とします。

なお、導入する再生可能エネルギーについては、各ゾーンの需要を考慮し決定するものとします。

○災害時における官民連携によるエネルギー供給の確保

- ・行政は、災害時におけるエリアの事業継続性の検討をするとともに、事業者と連携した再生可能エネルギーの導入を検討します。
- ・行政は、災害時に必要な最低限のエネルギー供給について、事業者と連携して対応を行えるよう協定の締結を行うものとします。

■災害時に対応したエネルギーシステムの導入

- ・ 本地域は、防災機能を有した公園も配置されること、また公益機能、医療機能、住宅機能、集客機能と複合的な機能を集約することから災害時における一定のエネルギー確保が重要です。
- ・ また、本地域には旧火打前処理場の貯留槽の存在や、下水道が新規に敷設されるということを踏まえて再生可能エネルギーおよび自立分散型エネルギーシステム導入等エネルギー面の防災機能の強化の検討を官民連携により行うものとします。

行政の役割

- ① エネルギー面における災害時の防災機能の一定の強化
- ② 平常時における活用および各事業者との調整

民間の役割

- ① エネルギー面における防災機能強化に関する情報提供および技術支援
- ② 下水熱利用に関する情報提供および技術支援

【取り組みの具体像】

○災害時に対応したエネルギーシステムの導入

- ・ 行政および事業者は、再生可能エネルギーや自立分散型エネルギーシステムの導入、火打前処理場で使用されていた貯留槽を活用した「生活用水の確保」「汚水槽の確保」「飲料水の確保」「災害物資の備蓄」等を検討します。

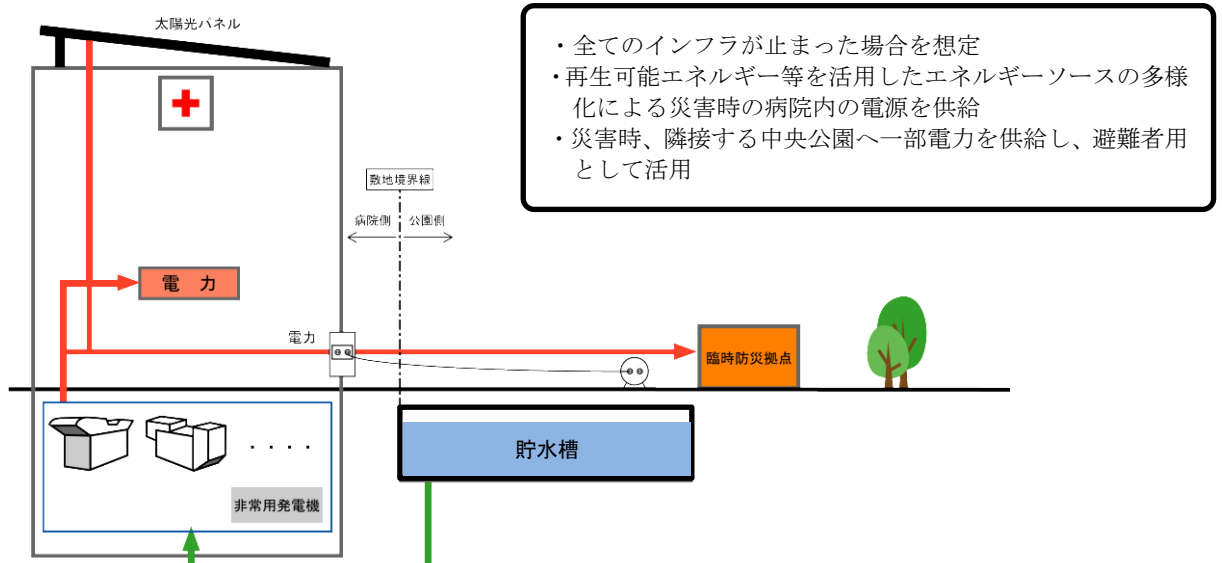
○防災設備の平常時での活用検討

- ・ 防災機能強化のために導入した設備については、イベント時（防災訓練もあわせて実施）等の平常時にも活用できるよう、行政は事業者との調整を図ります。
- ・ 行政は、災害時に必要な最低限のエネルギー供給について、事業者と連携して対応を行えるよう協定の締結を行うものとします。

○下水熱利用

- ・ 下水熱の活用を官民連携により検討を行います。

災害時のエネルギーシステムのイメージ（一例）



■市民への普及啓発、防災・エネルギー学習の仕組み導入

- ・本市の低炭素化促進のモデル地域として、その取り組みが市域へ広がるよう各事業者、各エリアの取り組み状況、結果の情報発信が必要です。
- ・また、低炭素化の取り組みを来訪者や住まい手に「見える化」とするとともに、市民、子どもたちの学習の場として活用することが望まれます。
- ・災害時に備え、防災・エネルギー学習を実施することが必要です。

行政の役割

- ①取り組み状況の情報発信
- ②市民、子どもたちの防災・エネルギー学習の機会を提供、多様な主体の調整

民間の役割

- ①表彰制度の活用
- ②取り組み状況の「見える化」
- ③市民、子どもたちの防災・エネルギー学習材料としての場の提供

【取り組みの具体像】

○定期的な情報発信

- ・行政は各事業および各エリアの取り組みについて、定期的に広報、HP 等を通じて、広く市民および市外に向けて情報発信を行います。

○表彰制度等の活用

- ・事業者は、国、兵庫県、その他関係機関等の表彰制度へ積極的に応募し、取り組みを市外へ発信します。
- ・事業者は各施設での取り組みが来場者に分かるよう「見える化」を行います。

○防災・エネルギー学習の機会の提供

- ・事業者は中央公園を中心として、来訪者や居住者を対象とした防災・エネルギー学習の機会の提供を検討します。
- ・せせらぎ遊歩道等を活用した環境学習を官民連携により検討します。
- ・行政は、市内の学校や本地区の事業者とのマッチング、調整等、それらの取り組みを支援します。
- ・行政は、中央公園に防災機能を装備し、災害時に備え、平常時にもイベント等での利活用などの検討による、防災・エネルギー学習の機会の提供を官民連携により検討します。
- ・行政は、災害時に必要な最低限のエネルギー供給について、事業者と連携して対応を行えるよう協定の締結を行うものとします。

第4章 計画推進のために

第1節 事業スケジュール

中央北地区の事業スケジュールを示します。

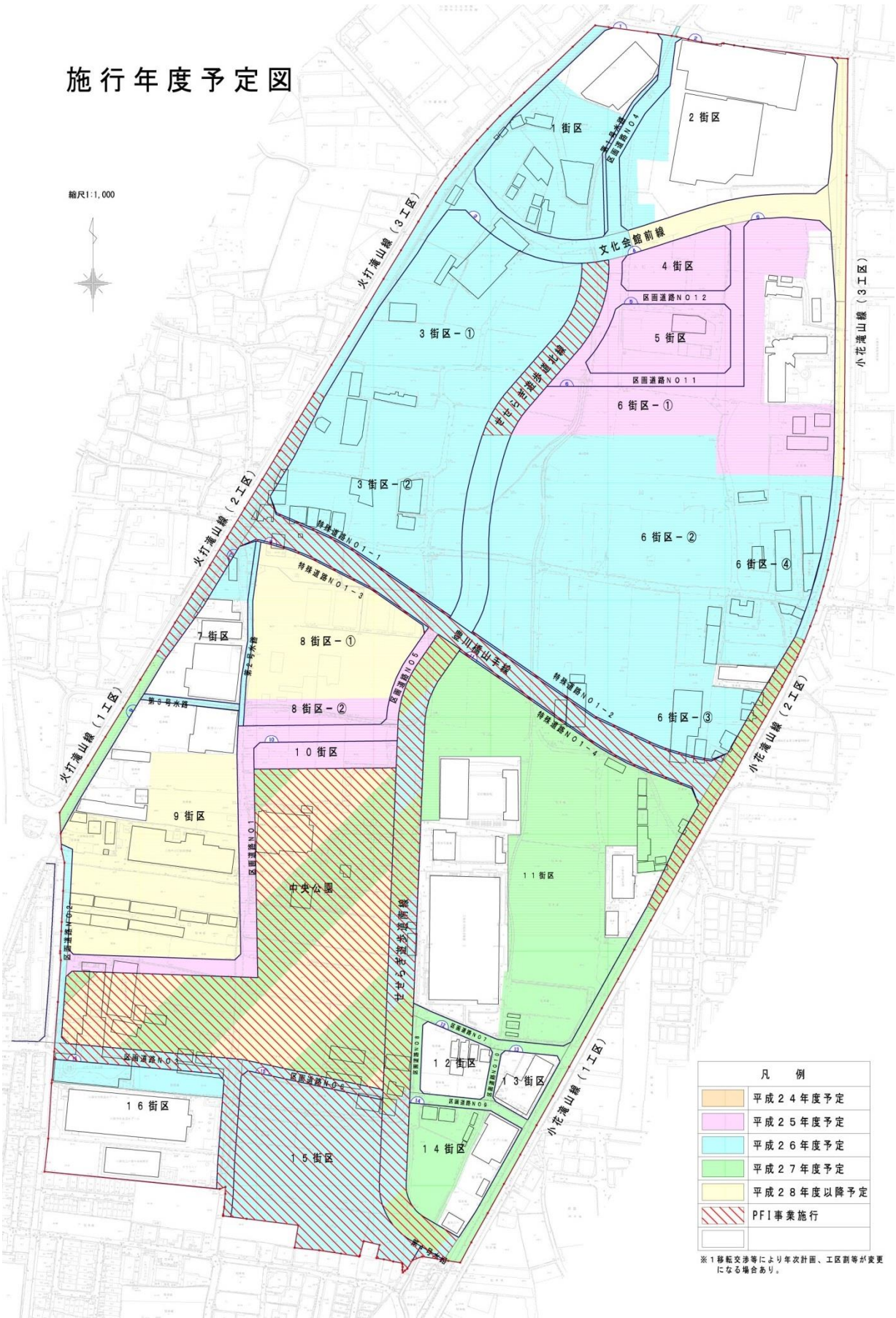
本計画および「中央北地区まちづくり指針」に沿ってまちづくりを進めるとともに、官民の関係者と連携を図りながら、「川西中央北エコまち協議会」で進捗管理を行っていきます。

事業スケジュール

時期 (年度)	まちの進捗	エコまち協議会		交通部会
24年度	・低炭素まちづくりに向けた取り組み開始 ・地区のエリアマネジメントの礎整備	・低炭素まちづくり計画策定		—
25年度		・キセラ川西エコまち運用基準策定		・交通部会立ち上げ
26年度		・低炭素まちづくり計画改定（目標値、計画区域）		・地域特性と定量把握
27年度		・エリアマネジメント組織への展開検討 ・ソフト事業（環境学習、見える化等）の推進への助言	・モニタリング試行	・自転車利用の促進に向けた社会実験の企画づくり ・社会実験にむけた調整・施策前実態の把握 ・社会実験（その１）
28年度				
29年度	まちびらき	・ソフト面（・ハード面）からのまちづくり展開に関する検討	・モニタリング開始	
30年度				
31年度				
32年度				
33年度				・導入 ・モニタリング
34年度		第一次計画完了		

施行年度予定図（平成 25 年 1 月時点）

施行年度予定図



第2節 計画の達成状況の評価に関する事項

(1) 評価を行う時期

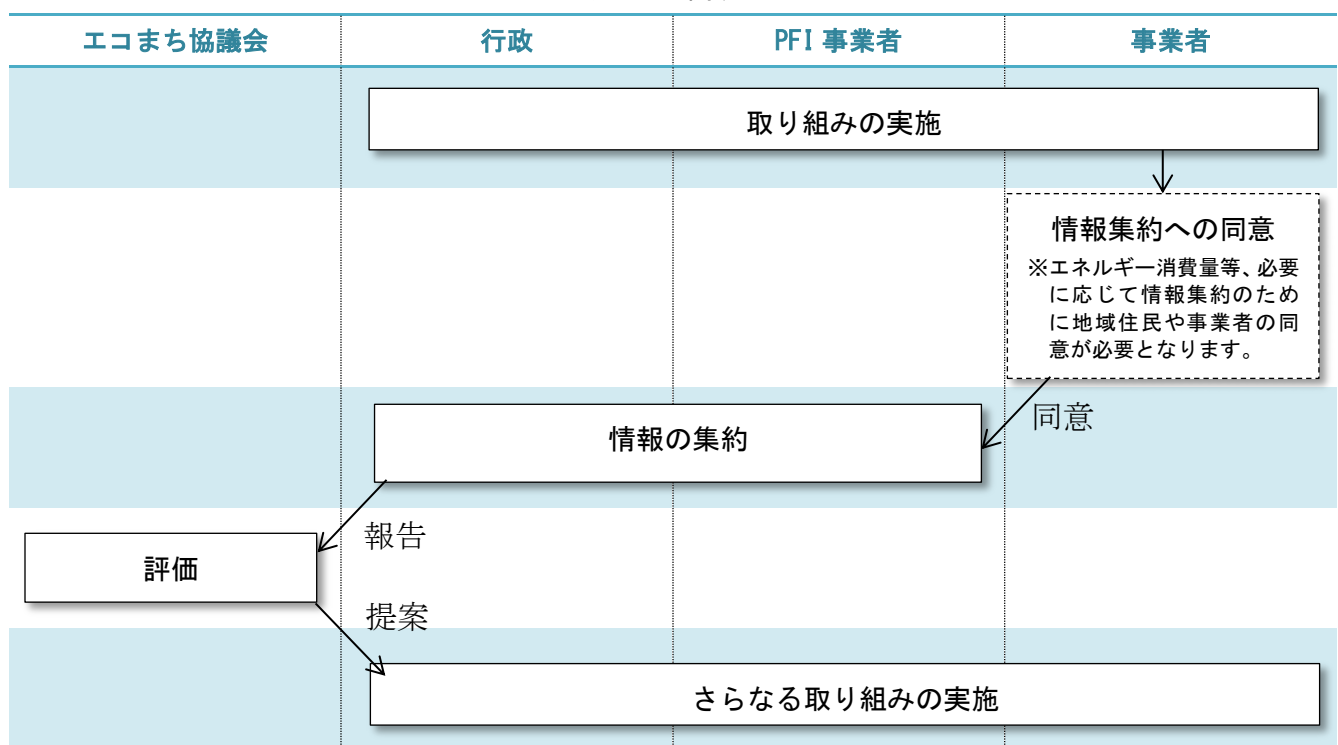
本計画の達成状況の評価は、計画期間の終了時期に行うほか、年に1回、計画の進捗状況を把握し、その進捗状況の評価を行います。

(2) 評価（モニタリング）の方法

評価は、各事業者から取り組み状況およびエネルギー情報を集約し行います。なお、エネルギー情報について、各種認定事業および適切な単位（ゾーン別等）を対象にエリアの情報を官民連携により集約します。また、取り組み状況については、エネルギー情報のほか、公共交通利用者数、緑視率、緑地面積、再生可能エネルギーの導入量、市民への普及啓発・環境教育事業数、参加者数など、出来るだけ定量的な情報を集約するように努めます。これらの指標については、事業の進捗状況を鑑み、川西中央北エコまち協議会で設定していきます。

集約した情報をもとに、本事業の関係者（事業者、市民、市、学識経験者等）により構成される川西中央北エコまち協議会により、各計画目標に対する進捗状況の評価を行い、協議を行います。

モニタリングに関するフロー



（３）評価の結果の公表

進捗状況および評価結果については、広報誌や市のＨＰ等で年１回公表します。

（４）本計画の充実に向けて

本計画は事業進捗状況および社会情勢等を勘案し、本市の低炭素化や省エネに配慮した持続可能なまちづくりを推進するため、充実させていくため、必要に応じて計画の見直しを検討することとします。

第３節 各主体の役割

（１）市民、市民公益活動団体、事業者

本計画の方針、目標を受け、その実現に向け、本実行計画および中央北地区まちづくり指針に基づき、積極的にまちづくりに参画していくことが求められます。

また、進捗管理を行う行政および川西中央北エコまち協議会に必要に応じて実施状況やエネルギー情報の開示に協力するよう努めます。

（２）行政

道路整備や関連インフラ整備などにおいては、国や県等、関係機関との調整を図り、必要な事項について協力を要請する等、適切な連携のもとに事業の推進に努めます。

また、必要な公益施設等の整備及び運営について、必要に応じて関係する民間事業者等の協力を要請し、責任をもって管理にあたります。

関連の関係機関等との調整や国の補助等の積極的な活用など、民間事業者が参画しやすい環境を整えます。

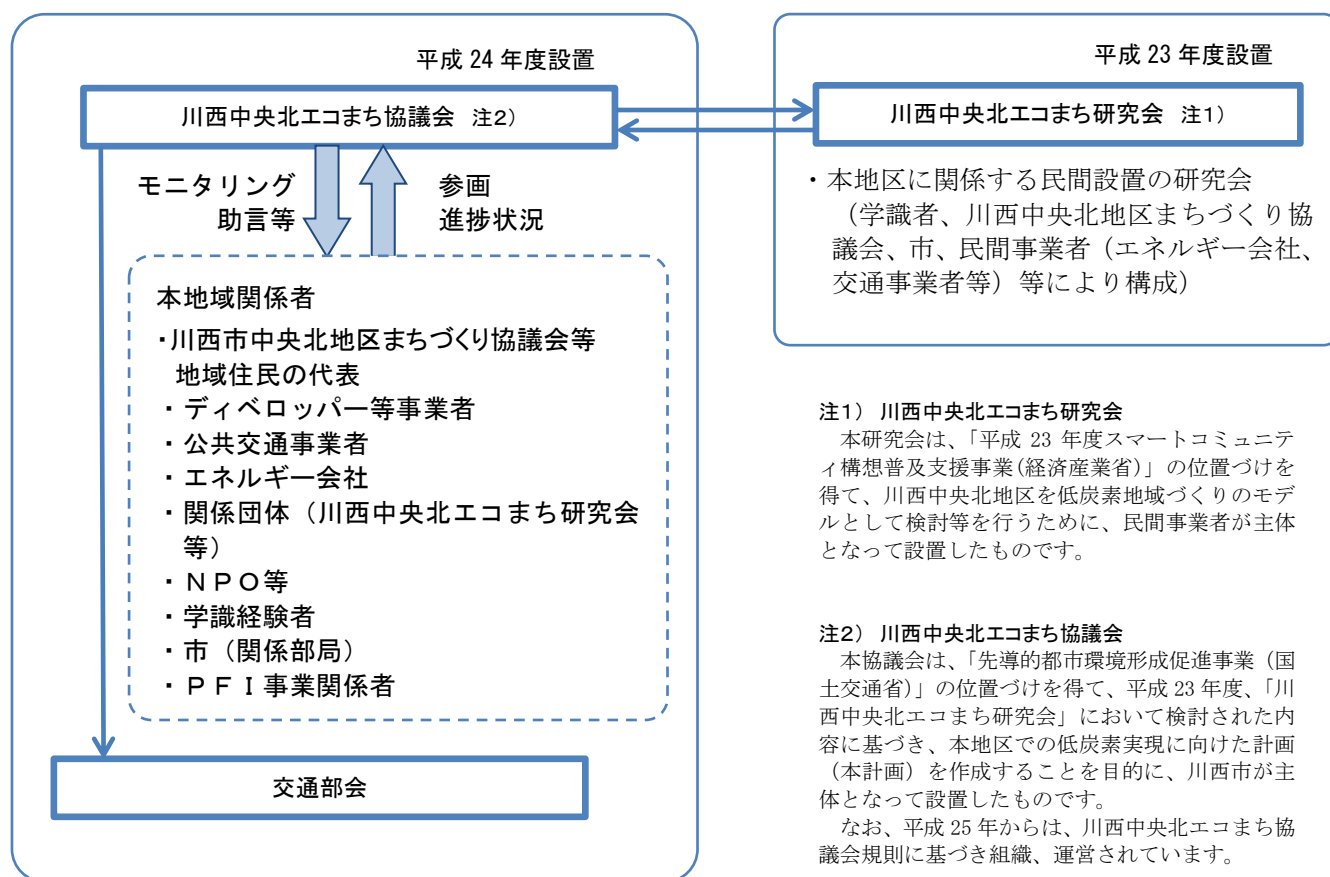
進捗管理については、集約都市開発事業や低炭素建築物の認定事業者から実施状況およびエネルギー情報の集約を行うとともに、適切な単位（ゾーン別等）を対象にエネルギー情報の集約を官民連携により行います。

また、評価、継続的な取り組み実施に向けて関係者で構成された川西中央北エコまち協議会を年に１回以上開催するものとします。

（３）川西中央北エコまち協議会

本地区に関係する地域住民、事業者、関係団体および市、学識経験者により構成される川西中央北エコまち協議会において、本実行計画および中央北地区まちづくり指針に基づきまちづくりが進められているかどうか、モニタリングを行うとともに、必要に応じて、情報提供、技術的支援を行います。また、本地域がめざすまちづくりの実現に向け専門的な立場として「川西中央北エコまち研究会」とも連携を図りながら進めていきます。

また、事業の成熟段階にあわせ、構成者の拡充や部会等の創設を行います。なお、平成 25 年度に交通部会を設置しました。



（4）PFI 事業者

まちづくりコーディネート業務として、本計画に基づく集約地域内の低炭素社会実現のための実
践業務に関する事項を行います。

用語集

【まちづくりに関する用語】

産学官連携	民間企業(産)と大学などの教育機関・研究機関(学)や自治体等(官)が連携して、研究開発や事業を行ったりすること
中心市街地活性化区域	川西市中心市街地活性化基本計画において計画対象とされている区域のこと
都市基盤ストック	道路や公園、下水道など都市生活を支える基礎的なもので、すでに整備されている施設
都市経営コスト	都市基盤ストックの整備・維持・更新費用のこと
土地区画整理事業	道路や公園等の公共施設と宅地を一体的に整備し区画を整えることで、総合的にまちづくりを進める事業のこと
PFI事業	プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行うこと

【低炭素社会、エネルギーに関する用語】

一次エネルギー	化石燃料、原子力燃料、水力・太陽光など自然から直接得られるエネルギーのこと。一次エネルギーを変換、加工して得られるエネルギーを二次エネルギー言い、電力や都市ガスなどをいう。
再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。具体的には、太陽光発電、風力発電、バイオマス、水力発電、太陽熱、地中熱など
省エネ法	エネルギーの使用の合理化に関する法律。工場や建築物、機械・器具についての省エネ化を進め、効率的に使用するための法律
地球温暖化問題	地球の表面は太陽エネルギーで温められ、熱の一部は大気中の二酸化炭素(温室効果ガス)に吸収されて、地球上に残る。大気中の二酸化炭素の量が程度なら、地球上の気温はほどよく保たれるが、都市活動等により二酸化炭素の量が増えすぎ、熱が余分に残ることで地球全体の温度が上がってしまうこと
運輸部門	移動に起因するもの(自動車、電車、バスなど)
民生家庭部門	家庭の行動(家で使われる電気、ガス、灯油等)に起因するもの
民生業務部門	事務所や商業施設等の活動(使われる電気、ガス、灯油、重油等)に起因するもの

【建築物に関する用語】

CASBEE(建築環境総合性能評価システム)	建築物の環境性能で評価し格付けする手法である。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステムのこと
コンバージョン	建物の用途変換のこと
サステナブル	持続可能なこと
自動ダンパ	排気等を自動で制御するもの
トップライト	天窗のこと
ナイトパージ	夏場などに、冷たい夜間の外気導入を行い、館内の暖気を排出すること
ハイサイドライト	自然光利用のために計画的に設置した窓で、天井近く高い位置の壁面に設けられたもののこと
パッシブ	自然から与えられるエネルギーをうまく取り込んだり、遮蔽することで、一般的な暖房や冷房設備がなくても快適な室温を維持することができること
ヒートアイランド	都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。空調器等から出される排熱や自動車の排熱や人工的な被覆(アスファルト等)の増加により引き起こされる
ライトシェルフ	太陽光直射を遮蔽しながら、庇の屋根部に反射した光を、室内天井部に反射させ、光を室内に取り込む建築的工夫のこと

【交通に関する用語】

EV	電気自動車のこと
FCV	燃料電池自動車で、水素を燃料とする自動車のこと。
PHV	プラグインハイブリッド自動車のこと
カーシェアリング	自動車を複数の人で共同利用すること。
乗り継ぎ駐車場	来訪してきた自動車を駐車させ、回遊するために他の交通手段に乗り継ぐための駐車場



まちの愛称

地区の愛称を「キセラ川西」としています。
輝きや希望を表す「キ」、まちを象徴するせせらぎの「セ」、
都（洛）を想像させる「ラ」を合わせ、韻の響きが良く、
口ずさみやすいオリジナリティーのあるものとして、
市民公募により決定いたしました。

問い合わせ先

平成 27 年 4 月 発行

川西市 キセラ川西整備部 キセラ川西推進室 地区整備課

〒666-8501 兵庫県川西市中央町 12 番 1 号

TEL : 072-740-1207 FAX : 072-740-1330

H P : <http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/>

※この計画書は市役所内で印刷しています。